建替え等の理由で一時的に下水道の使用を休止する場合

建替え等の理由により一時的に下水道の使用を休止する場合、お客様センターまで休止届を提出してください。

届出がない場合は下水道使用料が発生します。

届出受理後、現場確認の後に休止となります。（さかのぼって休止はできません。）

休止を希望する１営業日前までに提出してください。

※水道開栓から下水道使用休止までに日にちが空いた場合、水を使用していなくても下水道基本使用料が発生します。

様式をダウンロードの上、郵送、ＦＡＸまたはお客様センター窓口にてご提出ください。

企業局お客様センター
ＴＥＬ　０７７－５２８－２６０３
ＦＡＸ　０７７－５２１－８０８５
平日　８：４０～１８：３０
〒５２０－８５７５
大津市御陵町３－１　大津市役所新館１Ｆ